

下請等中小企業の取引条件に関する関係府省等連絡会議 関係の取組みについて

会議の目的

- **中小・小規模事業者が賃金の引上げをしやすい環境を作る**ため、平成26年12月の政労使合意等を踏まえ、必要なコストの価格転嫁、取引先企業の収益の中小企業への還元など、**取引条件の改善を図っていく。**

今後の取組

○価格転嫁等の状況や課題を調査

- ①親事業者など大企業等及び下請事業者など中小企業に対して調査を実施。

- ・業種横断的な調査 ⇒ 中企庁が実施
- ・個別業種ごとの調査 ⇒ 業所管省庁で適宜実施
(国交省では建設業、トラック運送業、貸切バス事業)



- ②H28.3に調査結果を業種毎にとりまとめ、本連絡会議に報告、公表。

○大企業へのヒアリング

- ①上記調査結果を踏まえ、大企業等に対するヒアリングを実施。

- ・H28.4～5 自動車産業、建設業
- ・H28.7～8 トラック事業者及び荷主企業



- ②各々、第6回、第7回の本会議において報告。



調査及びヒアリングの結果を踏まえ、価格交渉ハンドブック等の作成、業種別ガイドラインの改訂及び運送業の自主行動計画の策定を検討。併せて、荷主企業や元請企業に対して、不適正な行為を改め、取引条件の改善に協力してもらえよう、働きかけを実施。

会議のメンバー

内閣官房副長官

内閣府副大臣
厚生労働副大臣
経済産業副大臣
国土交通大臣政務官

内閣総理大臣補佐官
内閣官房副長官補

内閣府政策統括官
中小企業庁長官

公正取引委員会事務総長
警察庁、総務省、財務省、
厚生労働省、農林水産省、
環境省、
国土交通省(総合政策局長)

(平成27年12月発足)

内閣副長官からの指示事項

○野上内閣官房副長官の指示事項(第7回下請等中小企業の取引条件改善連絡会議)(平成28年8月19日)

1. 以下の対策について、年内のできるだけ早い段階で具体化できるよう取り組むこと。
 - 優越的地位の濫用行為の抑止・早期是正のため、物流特殊指定の調査を拡充するなど独占禁止法の運用を強化すること。
 - 下請ガイドラインの業種追加の検討、充実・改善を行うこと。
 - トラック運送業について、年内を目途に、事例集やハンドブックの作成とその周知を図ること。

2. また、運賃水準の適正性が確保されるべきこと、さらに、その水準が不十分な場合には、安全にも支障が及ぶ問題であることを念頭において、荷主所管の各府省とも連携しながら、責任をもって対応すること。

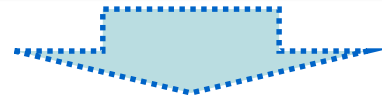
とりわけ、重大事故の未然防止など安全確保の観点からは、法令違反とは言えないが適切とも言えないような事案に対して、荷主や親事業者に対して注意や警告を行う制度の実効性ある運用について早急に検討すること。

○野上内閣官房副長官の指示事項(第8回下請等中小企業の取引条件改善連絡会議)(平成28年10月18日)

1. 臨時国会が開会し、安倍総理大臣からは、所信表明において、「下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改訂し、取引条件の改善を進める」ことが表明された。
予算委員会でも、世耕経産大臣から「中小企業と大企業の間でフェアな取引が行われ、アベノミクスの果実が地方の中小企業に行き渡るようにしていく」旨の答弁がなされる等、国会において、下請対策の重要性が言及されている。
また、経済財政諮問会議や働き方改革実現会議の場においても、取引条件の改善の重要性について言及されており、幅広い関係者の間で、対策の重要性が共通認識として広がりつつある。
2. 下請等の中小企業は賃上げのための基礎体力が弱いですが、取引条件を改善することによって、下請等中小企業の賃上げに向けた環境を整えていくことが政府の責務である。
3. 国土交通省においては、自動車業界の取組を踏まえて、建設業やトラック運送業においても、自主行動計画の策定要請や業種別ガイドラインの改訂などを含めて、対策を充実してほしい。

〈要請理由〉

- 第8回下請取引条件改善に関する関係府省等連絡会議における野上官房副長官からの締めくくり発言によるご指示を踏まえ、トラック運送業においても「自主行動計画の策定」に向けた取組について検討を開始。
- トラック運送業については、荷主との取引だけでなく、下請多層構造など元請と下請における運送事業者間の取引条件の改善に向けた取組みを進めていただくことを目的に、平成28年11月22日(火)、根本国土交通大臣政務官よりトラック運送業界団体に対し、今年度内を目処に「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」策定の要請を行った。



〈要請のポイント〉

- ・アベノミクスを一層加速し、「経済の好循環」の流れをより確かにすることが重要。
- ・元請下請における運送事業者間を含め、トラック運送業における取引条件の改善は喫緊の課題。
- ・また、トラック運送業の下請多層構造にも課題があると認識。
- ・元請事業者となる大手運送事業者が率先して取組を進めることが重要。
- ・今年度内を目途に自主行動計画の策定を要請
- ・なお、取引条件の改善について、関係省庁を通じ、荷主の方々にも働きかける。

出席者

【国土交通省】

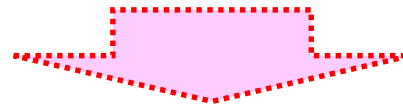
根本 幸典 国土交通省大臣政務官
 藤井 直樹 国土交通省自動車局長
 堀家 久靖 国土交通省大臣官房審議官 他

【全日本トラック協会】

(公益社団法人全日本トラック協会物流ネットワーク委員会)
 齋藤 充 日本通運株式会社 代表取締役副社長
 全日本トラック協会物流ネットワーク委員会委員長

植松 満	日本通運株式会社	執行役員
森 日出男	ヤマト運輸株式会社	取締役常務執行役員
内田 浩幸	佐川急便株式会社	取締役CSR推進部長
日比野利夫	西濃運輸株式会社	専務取締役執行役員
中田 晃	西濃運輸株式会社	執行役員
山本 浩史	福山通運株式会社	常務執行役員
赤松 毅	トナミ運輸株式会社	常務取締役
福本 秀爾	公益社団法人全日本トラック協会	理事長

- トラック運送業における取引条件の改善に当たっては、荷主への理解と協力が必要不可欠。
- このため、根本国土交通大臣政務官から関係省庁に対し、以下の「具体的な取組」を踏まえた取り組みを進めていただくよう荷主企業に対する働きかけを要請。



【関係省庁への協力要請】

- 12月1日(木)15:20～ 於:農林水産省 国土交通省根本大臣政務官より、農林水産省細田大臣政務官に対し要請
- 12月6日(火)10:00～ 於:経済産業省 // 経済産業省松村副大臣に対し要請

「具体的な取組例」

○ 価格決定方法の適正化

- ・ 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・ トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

○ コスト負担の適正化

- ・ 仕分け・検品等の附帯作業や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- ・ 着荷主側の荷待ち待機に関する費用について、発荷主と着荷主との間で契約上明確化

○ 契約の相手方・方法の適正化

- ・ 運行管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等の法令を遵守しない事業者との取引の禁止
- ・ 運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

○ 長時間労働の削減

- ・ 待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力（トラック事業者との面談等による課題の具体的な把握等）
- ・ トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、発荷主が中心となって着荷主及びトラック事業者との間で定期的に協議する等、荷主とトラック事業者の協力体制の確立

① 価格交渉ハンドブック・リーフレットの作成・周知

トラック運送事業者のための
価格交渉
ノウハウ・ハンドブック

働きやび!トラック運送業を目指して!

取引条件の改善に向けて法令違反となる取引行為や必要な価格交渉ノウハウを掲載

国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

国土交通省 中小企業庁

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか?

燃料費・人件費も上がっているのに、運賃・料金も上げてもらえませんか?

だめだ、こっちは新しいんだよ

もう少し待って

荷物の準備が間に合わない...

もう1時間以上待っているのにな...

法令違反となるおそれがあります!!

● 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

Check point! 要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- 燃料サーチャージの導入要請があつたにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください] 右記までご連絡ください。

運送委託者の方へのお知らせ

国土交通省 中小企業庁

荷待ち時間への対策を放置していませんか?

もう少し待って

荷物の準備が間に合わない...

もう1時間以上待っているのにな...

法令違反となるおそれがあります!!

● 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。

● また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(※) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主まで含まれます。

Check point! 要注意! チェックポイント

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。
- 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き渡す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください] 右記までご連絡ください。

② トラック運送における生産性向上セミナーの開催

トラック運送業の取引条件の改善及び生産性向上に向け、全国9ブロックにおいて、取引上問題となる行為や望ましい取引のあり方、共同輸配送などの生産性向上方策等について紹介するセミナーを2月から開催予定。

<プログラム>

1. 取引条件の改善と生産性向上方策に向けた政府の取組について
2. 価格交渉について (価格交渉ハンドブック等の紹介)
3. トラック運送の生産性向上方策 (好事例の横展開)
4. 講演: 先進事例に関する荷主講演等

<スケジュール>

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 2/14 (火) 東京 (200名) | 2/16 (木) 名古屋 (150名) |
| 2/20 (月) 仙台 (100名) | 2/22 (水) 大阪 (150名) |
| 2/23 (木) 高松 (80名) | 2/24 (金) 広島 (80名) |
| 2/28 (火) 札幌 (100名) | 3/ 2 (木) 福岡 (100名) |
| 3/ 3 (金) 新潟 (80名) | |

トラック運送に係る取引条件改善に向けた取り組み(ロードマップ)

		28年 ~11月	12月	29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
①自主行動計画		根本政務官 から要請	自主行動計画策定					大手を中心に 取組を定着化	
②荷主への働きかけ		ドライバーの 労働時間の周知							
		不適切事例集の 作成	不適切事例集の周知						
		根本政務官 から働きかけ	業種別ガイドラインへの反映 等						
③交渉しやすい環境づくり		ハンドブック作成	ハンドブックの周知・ セミナー開催						
④法令の運用	独禁法	公取への 情報提供	物流特殊指定調査の拡充 (荷主調査・トラック事業者調査)					(必要に応じて事件処理)	
	業種別 ガイドライン	下請ガイドラインの 見直し	トラック事業に係る ガイドラインの改定					ガイドライン定着	
	荷主勧告	運用改善検討	仮運用スタート					本格運用開始	
⑤トラック輸送における取引 環境・労働時間改善協議会		パイロット事業 実施	パイロット事業実施とりまとめ				協議会	パイロット事業 (2年目)	
⑥運賃・料金検討会		運賃・料金のあり方検討(運賃・料金別建て方策等)					とりまとめ		